○さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例施行規則

平成13年５月１日

規則第198号

（趣旨）

第１条　この規則は、さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例（平成13年さいたま市条例第243号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（駐車施設の附置に係る規定を適用しない建築物）

第２条　条例第３条ただし書及び条例第５条ただし書に規定する義務教育諸学校その他の規則で定める用途に供する建築物は、次に掲げる用途に供するものとする。

(1)　学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校

(2)　住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿その他これらに類する用途

(3)　自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第２条第３号に規定する自転車等駐車場その他これに類する用途

(4)　前３号に掲げるもののほか、市長が特に必要がないと認めた用途

（荷さばきのための自動車用駐車施設の附置を必要としない建築物の敷地の面積）

第３条　条例第４条第１項ただし書に規定する規則で定める面積は、1,000平方メートルとする。

（特殊装置を用いる駐車施設）

第４条　条例第10条第６項に規定する規則で定める特殊の装置を用いる駐車施設は、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条の規定により国土交通大臣がその装置が同施行令第２章第１節の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認めたものとする。

（駐車施設の附置等の届出）

第５条　条例第11条の規定による届出をしようとする者は、駐車施設を附置しようとする建築物に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項若しくは第６条の２第１項の規定による確認の申請又は同法第18条第２項の規定による計画の通知をする前に、駐車施設附置（変更）届出書（様式第１号）に別表第１に掲げる図書（変更の届出の場合は、変更する事項に係る図書に限る。）を添付して、これを市長に提出しなければならない。

（附置の特例の承認申請）

第６条　条例第12条第２項の規定により市長の承認を受けようとする者は、隔地駐車施設設置（変更）承認申請書（様式第２号）に別表第２に掲げる図書（変更の承認の場合は、変更する事項に係る図書に限る。）を添付して、これを市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請がなされた場合において、承認し、又は承認しないことに決定したときは、隔地駐車施設設置（変更）承認・不承認通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（身分証明書）

第７条　条例第15条第２項に規定する証明書は、身分証明書（様式第４号）とする。

（措置命令書）

第８条　条例第16条第２項に規定する書面は、措置命令書（様式第５号）とする。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成13年５月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日の前日までに、合併前の建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則（平成９年浦和市規則第39号）又は与野市建築物駐車施設の附置等に関する条例施行規則（平成10年与野市規則第８号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成16年３月４日規則第７号）

（施行期日）

１　この規則は、平成16年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日の前日までに、建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した者については、なお従前の例による。

附　則（平成19年２月20日規則第４号）

この規則は、平成19年４月１日から施行する。ただし、第５条の改正規定は、公布の日から施行する。

附　則（平成21年３月25日規則第14号）

（施行期日）

１　この規則は、平成21年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日の前日までに、建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した者については、なお従前の例による。

附　則（平成28年３月31日規則第108号）

この規則は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月31日規則第32号）

（施行期日）

１　この規則は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

附　則（令和６年３月４日規則第13号）

この規則は、令和６年５月１日から施行する。

別表第１（第５条関係）

図書の種類	記載事項
付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び駐車施設を設けなければならない建築物の位置
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、建築物及び駐車施設の位置、駐車施設内外の車路及びその幅員並びに敷地が接する道路及びその幅員
建築物の各階平面図	縮尺、方位、間取り、規模、各部の用途、駐車施設内外の車路及びその幅員並びにその他の主要な施設
建築物の各断面図	縮尺、はり高、各部の長さ及び傾斜部のこう配
面積表	敷地面積、延べ面積、階層別床面積、用途別床面積等の求積が記載されているもの
その他	特殊の装置を使用する場合の当該装置の仕様を明示した図面及び国土交通大臣の認定を証する書類

備考　駐車施設を建築物の敷地内に建築する場合は、当該駐車施設の各階平面図及び各断面図についても添付するものとする。

別表第２（第６条関係）

図書の種類	記載事項
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、駐車施設の位置並びに駐車施設を設けなければならない建築物の位置及び駐車施設との距離

配置図	縮尺、方位、敷地境界線、駐車施設の位置、駐車施設内外の車路及びその幅員並びに敷地が接する道路及びその幅員
各階平面図	縮尺、方位、間取り、規模、各部の用途並びに駐車施設内外の車路及びその幅員
各断面図	縮尺、はり高、各部の長さ及び傾斜部のこう配
その他	権利書、契約書等駐車施設の設置に係る権利を明確にする書類並びに特殊の装置を使用する場合の当該装置の仕様を明示した図面及び国土交通大臣の認定を証する書類

様式第1号(第5条関係)

年　　月　　日

(あて先)さいたま市長

届出人　住所

氏名

駐車施設附置(変更)届出書

さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td rowspan="7">建築物</td><td>名称</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>地区又は地域</td><td colspan="6">駐車場整備地区・商業地域・近隣商業地域・大宮駅周辺地区の商業地域及び近隣商業地域</td></tr>
<tr><td>敷地面積</td><td colspan="6">平方メートル</td></tr>
<tr><td rowspan="3">規模</td><td>特定用途</td><td colspan="5">平方メートル</td></tr>
<tr><td>非特定用途</td><td colspan="5">平方メートル</td></tr>
<tr><td>合計</td><td colspan="5">平方メートル</td></tr>
<tr><td rowspan="8">駐車施設</td><td rowspan="5">規模</td><td rowspan="2">区分</td><td colspan="4">自動車</td><td>自動二輪車</td></tr>
<tr><td>2.3×5.0</td><td>2.5×6.0</td><td>3.5×6.0</td><td>3.0×7.7</td><td>1.0×2.3</td></tr>
<tr><td>敷地内</td><td>台</td><td>台</td><td>台</td><td>台</td><td>台</td></tr>
<tr><td>敷地外</td><td>台</td><td>台</td><td></td><td>台</td><td>台</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>台</td><td>台</td><td>台</td><td>台</td><td>台</td></tr>
<tr><td>形態</td><td colspan="6">□　自走式　　台　　□　機械式　　台
□　その他(　　)</td></tr>
<tr><td>特殊装置認定番号</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">連絡先</td><td colspan="6">会社名・担当者名</td></tr>
<tr><td colspan="6">住所　　電話番号</td></tr>
</table>

様式第2号(第6条関係)

年　　月　　日

(あて先)さいたま市長

申請人　住所

氏名

隔地駐車施設設置(変更)承認申請書

さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例第12条第2項の規定による承認を受けたいので申請します。

<table>
<tr><td rowspan="2">建築物</td><td>名称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="7">駐車施設</td><td>名称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>所有者</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">規模</td><td colspan="3">自動車</td><td>自動二輪車</td></tr>
<tr><td>□　2.3×5.0
台</td><td>□　2.5×6.0
台</td><td>□　3.0×7.7
台</td><td>□　1.0×2.3
台</td></tr>
<tr><td>形態</td><td colspan="4">□　自走式　　台　　□　機械式　　台
□　その他(　　)</td></tr>
<tr><td>申請理由</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">連絡先</td><td colspan="4">会社名・担当者名</td></tr>
<tr><td colspan="4">住所　　電話番号</td></tr>
</table>

様式第3号(第6条関係)

第　　号
年　　月　　日

様

さいたま市長　　印

承認
隔地駐車施設設置(変更)　　通知書
不承認

年　　月　　日付けで申請のあった隔地駐車施設設置(変更)の承認申請について、次のとおり 承認/不承認 することに決定したので通知します。

建築物	名称		
	所在地		
駐車施設	名称		
	所在地		
	所有者		
	規模	自動車	自動二輪車
		□ 2.3×5.0　台　□ 2.5×6.0　台　□ 3.0×7.7　台	□ 1.0×2.3　台
	形態	□ 自走式　台　□ 機械式　台 □ その他(　　)	
	承認できない理由		

(教示)

1　この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2　この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

3　この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号（第7条関係）

（表）

第　　号

身　分　証　明　書

所　属
氏　名

上記の者は、さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例第15条の規定により、立入検査をすることができる者であることを証明する。

年　　月　　日

さいたま市長　　印

（裏）

さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例（抄）

（立入検査）

第15条　市長は、この条例を施行するため必要な限度において、建築物又は駐車施設の所有者又は管理者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、建築物若しくは駐車施設に立ち入り、検査をさせることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3　第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

この身分証明書の有効期限は、　　年3月31日までとする。

様式第5号(第8条関係)

第　　号
年　　月　　日

様

さいたま市長　　印

措　置　命　令　書

建築物の所在

建築物の用途及び規模

上記の建築物は、さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例第　　条の規定に違反しているので、同条例第16条の規定により、次のとおり措置を命じます。

1　措置内容 2　措置理由

(教示)

1　この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2　この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

3　この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第１号（第５条関係）

様式第２号（第６条関係）

様式第３号（第６条関係）

様式第４号（第７条関係）

様式第５号（第８条関係）